

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会青壮年部規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本部会は、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会青壮年部という。

(事務所)

第2条 本部会は、事務所を滋賀県草津市笠山八丁目5番130号滋賀県立障害者福祉センター内公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会事務局内に置く。

(組 織)

第3条 本部会は、滋賀県内在住の青壮年でかつ身体障害者手帳を所持している者、及び本部会の主旨に賛同する者を以って組織する。

(目 的)

第4条 本部会は、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会（以下「福祉協会」という。）の組織として、社会参加の促進および、相互の結束を図ることを目的とする。

第2章 役員

(役 員)

第5条 本部会に次の役員をおく。

- (1) 部 長 1名
- (2) 副 部 長 3名
- (3) 事業部長 1名
- (4) 女子部長 1名
- (5) 執行部員 定数については、別に定める

(役員選任)

第6条 役員は、滋賀県内在住の青壮年でかつ身体障害者手帳を所持している者とし、その選任方法については、別に定める。

- 2 部長、副部長、事業部長、女子部長は役員より選出する。
- 3 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行なう。
- 6 役員の辞任については、別に定める。

(役員職務)

第7条 部長は本部会を代表し、会務を統轄する。

2 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは部長があらかじめ指名する副部長が順次にその職務を代理する。

- 3 事業部長は本部会の事業を立案、執行する。
- 4 女子部長は事業部長を補佐し、本部会の女性活動を立案、執行する。

- 5 執行部員は執行部を組織し、業務の決定を行なう。但し、日常軽易な業務は部長が専決し、役員会で報告する。

(顧問)

第8条 本部会の運営上特に重要な事項の助言を得るため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本部会役員会には努めて出席し、意見を述べることができる。

第3章 会議

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて部長が召集する。

- 2 役員会の議事は、出席者の過半数を以て之を決し可否同数のときは部長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由の為役員会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項に就いてのみ書面を以って議決をなし、又は代理人に委任することができる。この場合出席したものとみなす。

(総会)

第10条 総会は毎年一回開催する。

- 2 議事は出席者の過半数を以って之を決することとする。

第4章 補則

本規約施行について必要な細則は、役員会の議決を経て部長が之を定める。

付 則

この規約は、平成9年12月7日より施行する。

付 則

この規約は、平成11年2月6日より施行する。

付 則

この規約は、平成12年4月15日より施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会青壮年部細則

第1章 総則

(名称)

第1条 この細則は、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会青壮年部規約（以下「規約」という。）第4章の規定により、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会青壮年部（以下「青壮年部」という。）の管理運営および業務執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 役員

(選任方法)

第2条 役員は、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会（以下「福祉協会」という。）の会長が推薦する者及びその他役員会にて承認を得られた者とする。

(役員)

第3条 執行部員は、概ね20名以下とする。

(辞任)

第4条 役員が辞任するときは、書面（別記様式）をもって届け出なければならない。

(慶弔)

第5条 役員に対する弔慰については、檜一對（時価）を支弁する。

付 則

この細則は、平成11年2月6日より施行する。（辞任について、様式の追加）

付 則

この細則は、平成14年1月12日より施行する。（慶弔の追加）

付 則

この細則は、平成15年3月8日より施行する。（選任方法の変更）

付 則

この細則は、平成24年4月1日より施行する。（団体名称変更）

付 則

この細則は、平成25年4月1日より施行する。（青壮年部への変更）

別記

様式（第4条関係）

辞 任 届

平成 年 月 日

このたび公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会青壮年部役員を辞任
いたしたく届け出ます。

住 所

氏 名

㊞